

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(自然環境保全課)

ページ

## 規則

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十七号

岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第三条中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第四条第一項中「複数人」を「複数の者」に、「ときには」を「ときは」に改め、「により」の下に「代表者が」を加える。

第五条中「複数人」を「複数の者」に、「ときには」を「ときは」に改め、「により」の下に「代表者が」を加え、同条の次に次の四条を加える。

（鳥獣捕獲等事業の認定の申請）

第五条の二 施行規則第十九条の二第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の認定申請書は、別記第六号様式の二による。

2 施行規則第十九条の二第二項第五号の事業管理責任者が施行規則第十九条の四第一項第二号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面は、別記第六号様式の三による。

3 施行規則第十九条の二第二項第十号の夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が施行規則第十九条の五第一項第二号の基準に適合することを証する書類は、別記第六号様式の四から別記第六号様式の六までによる。

4 施行規則第十九条の二第二項第十二号の実績に関する書類は、別記第六号様式の七による。

5 施行規則第十九条の二第二項第十三号の役員等が施行規則第十九条の八第三号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面は、別記第六号様式の八による。

6 施行規則第十九条の二第二項第十五号の申請者が法第十八条の四各号に該当しない者であることを誓約する書面は、別記第六号様式の九による。

(鳥獣捕獲等事業の認定の変更)  
第五条の三 施行規則第十九条の十一第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の変更の認定申請書は、別記第六号様式の十による。

(認定鳥獣捕獲等事業の廃止)  
第五条の四 法第十八条の七第四項の規定による認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書は、別記第六号様式の十一による。

(鳥獣捕獲等事業の認定の更新)  
第五条の五 施行規則第十九条の十三第一項に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新申請書は、別記第六号様式の十二による。

2 施行規則第十九条の十三第三項の研修の実施状況に関する報告書は、別記第六号様式の十三による。

第八条の次に次の一条を加える。  
(住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請)

第八条の二 施行規則第四十六条の二第一項に規定する麻酔銃猟許可申請書は、別記第十一号様式の二による。ただし、複数の者が同一の理由により許可を申請する場合であつて捕獲等を行うとする期間及び区域が同一のときは、別記第十一号様式の三を添付することにより代表者が申請することができる。

第十一条中「飼養登録票」という。)の下に、「麻酔銃猟許可証」を、「あつた場合」の下に、「施行規則第十九条の九第一項の認定証(以下「鳥獣捕獲等事業認定証」という。)の交付を受けた者が法第十八条の七第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をした場合若しくは法第十八条の三第一項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつた場合」を、「第十五条第六項」の下に、「第十九条の十一第一項」を、「第二十条第五項」の下に、「第四十六条の二第五項」を加える。

第十二条中「指定猟法許可証」の下に、「鳥獣捕獲等事業認定証」を、「飼養登録票」の下に、「麻酔銃猟許可証」を、「第十五条第七項」の下に、「第十九条の九第六項」を、「第二十条第六項」の下に、「第四十六条の二第六項」を、「第十五条第五項」の下に、「第十九条の九第三項」を、「第二十条第四項」の下に、「第四十六条の二第四項」を加える。

第十四条第四号ハ中「放送法」を「又は放送法」に改め、「又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)」とある有線テレビジョン放送施設を削る。

別記様式中「鳥獣の保護及び」の「管理並びに」を削る。

別記様式一「捕獲者」中「種数人」を「種数の者」に、「ときには」を「ときは」に改め、「同様注記」中「有害鳥獣捕獲」を「管理(被害防止)」、「管理(数の調整)」、「保護(傷病鳥獣)」に改め、「同様注記」中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に、「こと」の「こと」を「所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。」を加える。

別記様式一「捕獲者」中「種数人」を「種数の者」に、「ときには」を「ときは」に改め、「同様注記」中「有害鳥獣捕獲」を「管理(被害防止)」、「管理(数の調整)」、「保護(傷病鳥獣)」に改め、「同様注記」中「第4条第1項第1号」を「第4条第1項」に、「こと」の「こと」を「所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻酔銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること。」を加える。

別記様式二「捕獲者」中「種数人」を「種数の者」に、「ときには」を「ときは」に改める。

別記様式五「捕獲者」中「第15条第4項」を「第15条第4項ただし書」に改め、同様注記

「叩中「複数人」や「複数の者」及び「ときには」や「ときは」及び「回数は」  
叩中「有害鳥獣捕獲」や「管理（被害防止）」、「管理（数の調整）」、「保護（傷病鳥獣）」  
に改める。

別記第六号様式の次に次の十二様式を加える。

第 6 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

(表面)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

記名押印又は署名

認定申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることにつき、認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
2 鳥獣捕獲等事業の実施体制	(1) 事業管理責任者の役職及び氏名	
	(2) 捕獲従事者	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
	(3) 安全管理体制	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
	(4) 夜間銃猟の実施	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
3 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
4 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)

(裏面)

注

- 1 申請者の住所は、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 2 1の欄には、装薬銃、空気銃、わな又は網の各方法ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 3 2(2)の欄には、捕獲従事者ごとに氏名、生年月日、現に受けている全ての狩猟免許の種類、銃器を使用する場合は使用する銃砲(銃砲刀剣類所持等取締法第2条第1項の銃砲をいう。)の種類、夜間銃猟の実施の有無及び救急救命講習の受講の有無を記載すること。
- 4 2(3)の欄については、添付書類一覧の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 5 2(4)の欄については、添付書類一覧の夜間銃猟の実施に係る安全管理規程、夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 6 3の欄については、添付書類一覧の事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 7 4の欄については、添付書類一覧の研修に関する計画書を添付することで、記載に代えることができる。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

添付書類一覧

本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

- 法人の定款又は寄附行為
  - 法人の登記事項証明書
  - 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
  - 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
  - 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
  - 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面(別記第6号様式の3)
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
  - 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
  - 研修に関する計画書
  - 申請者の捕獲実績を記した書類(別記第6号様式の7)
  - 役員等が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書(別記第6号様式の8)
  - 施行規則第19条の8第4号(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する損害保険契約書の写し又は共済事業の被共済者であることを証する書類
  - 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書(第6号様式の9)
- (銃猟をする場合)
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し(麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写し)
- (夜間銃猟をする場合)
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
    - ・ 射撃技能を証明する書類(別記第6号様式の4)
    - ・ 捕獲実績に関する書類(別記第6号様式の5)
    - ・ 人格識見を有する旨の推薦書(別記第6号様式の6)
  - 夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
  - 夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
  - 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

第6号様式の3 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

事業管理責任者の住所  
氏名

記名押印又は署名

事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書

次に掲げる業務を行うことを誓約します。

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号の安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号の安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

第6号様式の4 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

(射撃技能を証明する者の所属・肩書・名前)

記名押印又は署名

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、下記のとおり証明いたします。

記

氏 名		
住 所		
所 属		
生 年 月 日	年	月 日
射撃技能を確認した日	年	月 日
射撃技能を確認した場所		
使用した銃の種類	散弾銃・散弾銃及びライフル銃以外の猟銃・ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射 撃 姿 勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他 ( ) 銃身の依託 あり (方法: )・なし	
結 果	発射数	中心からの距離 ( c m )
	1回目	
	2回目	
	3回目	
	4回目	
	5回目	

注

- 1 使用した銃の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 射撃姿勢欄は、該当するものを○で囲むとともに、射撃姿勢がその他の場合及び銃身の依託がある場合は、その具体的内容を ( ) 内に記載すること。
- 3 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 4 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。

第6号様式の5 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

記名押印又は署名

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、鳥獣の捕獲等を実施した実績は、下記のとおりです。

記

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日
第1種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号 (装薬銃)	
過去3年間に装薬銃により 捕獲等した数量	ニホンジカ 頭
	イノシシ 頭

注

- 1 所属の欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 2 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等捕獲等した数量がわかる書類を添付すること。

第6号様式の6 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

下記の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規第19条の5第1項第2号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

記

氏 名	
住 所	
所 属	
生 年 月 日	年 月 日

## 第 6 号様式の 7 (第 5 条の 2 関係)

(表面)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

## 鳥獣の捕獲等に係る実績申告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、下記のとおりです。

## 記

## 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

1 鳥獣捕獲等事業の発注者	
2 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称 (申請者が組織的に実施したと認められる理由)	
3 実施期間	
4 実施区域	
5 鳥獣の種類	
6 捕獲等の方法	
7 捕獲従事者の氏名	
8 実施結果	
9 鳥獣捕獲等事業における事故発生の有無	1 有 2 無

(裏面)

注

- 1 申請前3年以内の実績に限る。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を複数枚作成すること。
- 3 1の欄は、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 4 2の欄は、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由の欄を記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 5 5の欄は、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣を記載すること。
- 6 6の欄は、法定猟法であって認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（銃猟、わな猟又は網猟の別）を記載すること。
- 7 7の欄は、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者を少なくとも1名以上記載したうえで、「他〇名」とすること。
- 8 8の欄は、捕獲数その他受託した事業を適切に実施したことが分かる内容を記載すること。
- 9 9の欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 10 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む。）を添付すること。

第6号様式の8 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

記名押印又は署名

役員等が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の  
8第3号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第6号様式の9 (第5条の2関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者である旨の誓約書

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下「法」という。) 第18条の10第2項の規定により法第18条の2の認定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 2 役員のうち法第40条第5号又は第6号のいずれかに該当する者がある者

第6号様式の10 (第5条の3関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

認定証番号

交付年月日

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

## 変更の認定申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 7 第 1 項の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定日		

第6号様式の11 (第5条の4関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

認定証番号

認定年月日

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

記

廃止した日	
-------	--

第6号様式の12 (第5条の5関係)

(表面)

年 月 日

岐阜県知事 様

認定証番号  
交付年月日  
住 所  
名 称  
代表者氏名

記名押印又は署名

## 認定の有効期間の更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

## 記

1 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	
2 鳥獣捕獲等事業の実施体制	(1) 事業管理責任者の役職及び氏名	
	(2) 捕獲従事者	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
	(3) 安全管理体制	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
	(4) 夜間銃猟の実施	(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
3 鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)
4 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		(添付資料による場合は「別添のとおり」と記載)

## 注

- 1 申請者の住所は、主たる事業所の所在地を記載すること。
- 2 1の欄には、装薬銃、空気銃、わな又は網の各方法ごとに対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 3 2(2)の欄には、捕獲従事者ごとに氏名、生年月日、現に受けている全ての狩猟免許の種類、銃器を使用する場合は使用する銃砲(銃砲刀剣類所持等取締法第2条第1項の銃砲をいう。)の種類、夜間銃猟の実施の有無及び救急救命講習の受講の有無を記載すること。

## (裏面)

- 4 2 (3) の欄については、添付書類一覧の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程、事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 5 2 (4) の欄については、添付書類一覧の夜間銃猟の実施に係る安全管理規程、夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 6 3 の欄については、添付書類一覧の事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類及び事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類を添付することで、記載に代えることができる。
- 7 4 の欄については、添付書類一覧の研修に関する計画書を添付することで、記載に代えることができる。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載のうえ、これを添付すること。

## 添付書類一覧

本申請書に添付した書類について、□に✓印を付すこと。

前回申請時に提出した書類から変更がなく、更新の際に改めて提出する必要のない書類については、その添付を省略することができる。ただし、下線のものは必ず添付すること。

- 法人の定款又は寄附行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面（別記第6号様式の3）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類
- 研修に関する計画書
- 研修の実施状況に関する報告書（別記第6号様式の13）
- 申請者の捕獲実績を記した書類（別記第6号様式の7）
- 役員等が施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない旨の誓約書（別記第6号様式の8）
- 施行規則第19条の8第4号（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損害保険契約書の写し又は共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が法第18条の4に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書（別記第6号様式の9）  
（銃猟をする場合）
- 捕獲従事者の銃砲刀剣類所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを添付すること。）  
（夜間銃猟をする場合）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が基準に適合することを証する書類
  - ・ 射撃技能を証明する書類（別記第6号様式の4）
  - ・ 捕獲実績に関する書類（別記第6号様式の5）
  - ・ 人格識見を有する旨の推薦書（別記第6号様式の6）
- 夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 夜間銃猟をする捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

第6号様式の13 (第5条の5関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

認定証番号

住 所

名 称

代表者氏名

記名押印又は署名

## 研修実施状況報告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項の規定により、研修の実施状況を下記のとおり報告します。

## 記

研 修 の 実 施 状 況	(1年目)
	(2年目)
	(3年目)
研 修 計 画 の 改 善 状 況	

注 研修の実施状況の欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。

第11号様式の2 (第8条の2関係)

(表面)

別記第十一号様式の次に次の二様式を加える。

岐阜県知事 様

年 月 日

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

住 所

職 業

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

氏 名

記名押印又は署名

年 月 日生

麻醉銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用する麻醉薬の名称及び量	
2 住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
3 捕獲等の期間	
4 捕獲等の区域	
5 捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
6 危害の防止のための措置	
7 麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日	

(裏面)

注

- 1 住所の欄には、環境大臣の定める法人の申請以外の場合は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 2 氏名の欄には、複数の者が捕獲等に携わる場合で捕獲区域及び方法が同一のときは、氏名の欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は麻醉銃猟許可申請者名簿（別記第 11 号様式の 3）に必要事項を記載のうえ添付すること。
- 3 1 の欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び 1 発射当たりの施用量を明示すること。
- 4 2 の欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じる恐れのある状況を踏まえて、住居集合地域で銃猟をしなければならない理由や、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻醉銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
- 5 4 の欄には、市郡、町村、大字、字、地番（地先）等を記入し、捕獲等をしようとする場所を明らかにした縮尺 1:50,000 以上の地形図を添付すること。
- 6 6 の欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼす恐れを回避する観点から行う措置（捕獲方法の工夫等）を具体的に記入すること。
- 7 7 の欄には、麻醉銃の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項の規定による許可に係る許可証の番号及び交付年月日を記載すること（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を記載すること）。





たろろ。

「第19条の9第6項  
第20条第6項」を「第19条第6項」  
第46条の2第6項」

を「第19条第6項」を「第61条第5項」を「第61条第5項」  
第38条の2第7項」を「第61条第5項」を「第61条第5項」  
同法施行規則第19条の9第3項」

を

鳥獣捕獲許可 証等の種類	鳥獣捕獲許可証 従事者証 狩猟者記章	指定猟法許可証 狩猟免状	飼養登録票 狩猟者登録証
-----------------	--------------------------	-----------------	-----------------

を

鳥獣捕獲許可 証等の種類	鳥獣捕獲許可証 麻酔銃猟許可証 狩猟者登録証 鳥獣捕獲等事業者認定証	指定猟法許可証 従事者証 狩猟者記章	飼養登録票 狩猟免状
-----------------	---	--------------------------	---------------

を

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十七年五月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社